

令和3年9月21日

健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課

「横浜市敬老特別乗車証利用管理システム構築等業務委託」契約結果

横浜市敬老特別乗車証利用管理システム構築等業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

横浜市敬老特別乗車証利用管理システム構築等業務委託

2 委託内容

- (1) プロジェクトマネジメント
- (2) 利用管理システムの開発
- (3) 新車載用機器類の開発及び設置
- (4) システムの保守・運用
- (5) 車載用機器類の保守
- (6) 証等の作成
- (7) 証等の封入封緘・送付

3 契約の相手方

FPM・MC共同企業体

4 契約金額

1,996,578,100円

5 契約日

令和3年9月17日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
FPM・MC共同企業体	1,680点	1
横浜銀行、小田原機器、三井住友カード共同企業体	1,544点	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価基準	別紙のとおり
評価委員会開催日時	令和3年7月30日(金) 9時30分から13時45分まで
評価委員会開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと6・7
評価委員出席状況	評価委員7名中、7名出席
議事内容	・提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答 ・評価結果の集計及び集計結果の確認 ・受託候補者の決定
事務局	健康福祉局高齢健康福祉課

8 問い合わせ先

健康福祉局高齢健康福祉課生きがい係 671-2406

提案書評価基準

《前提条件》

次の①~④までの前提条件をすべて満たす提案について、各評価項目に基づき評価する。前提条件を満たさない場合は不適格とする。

条件①：敬老特別乗車証の利用実績（※利用者別の利用情報【利用交通機関・利用日時・利用場所】及び交通機関別の利用回数）を把握すること。⇒評価項目 3(1)

条件②：敬老特別乗車証利用時に正当性を判定すること。⇒評価項目 3(3)

条件③：業務説明資料15の仮定条件で示した内容に制度改正（利用上限方式及び都度支払方式）を行った場合に対応することができるか。⇒評価項目 7(2)・(4)

条件④：令和4年10月の本格導入を達成できる工程計画であるか。⇒評価項目 2(2)

《評価・選定方法》

- 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- 評価点は以下のとおりとする。一部評価なしの場合あり。
 - 配点20点の項目の場合、A = 20点、B = 10点、C = 0点
 - 配点15点の項目の場合、A = 15点、B = 8点、C = 0点
 - 配点10点の項目の場合、A = 10点、B = 6点、C = 0点
 - 配点5点の項目の場合、A = 5点、B = 3点、C = 0点
 - 配点1点の項目の場合、A = 1点、B = 0点（C評価はなし）
- 所定の様式に記載されていないなど判断できない場合は最低評価（0点）とする。
- 評価委員の合計評価点の60%を基準点とする（評価委員7名×261点＝合計1,827点、 $1,827 \text{点} \times 60\% = 1,096.2 \text{点} \approx 1,096 \text{点}$ ）。
基準点に達しない場合は不適格とする。
- 合計評価点が最も高い者を選定する。
なお、複数の提案者が同点だった場合、そのうち各委員のA評価の数が最も多かった提案者を選定する。
上記において更に複数の提案者が同点だった場合、そのうち各委員のB評価の数が最も多かった提案者を選定する。
- No.1(1)及び(2)について、提案者が共同企業体の場合は当該業務を担当する企業で評価する。
ただし、担当する企業が複数ある場合は、企業ごとに評価し、評価が高いものを採用する。
(例) 担当企業XがB評価の一方で、同業務担当企業YがA評価の場合は、A評価とする。

配点合計：261点

No	評価項目・評価の着目点	配点	A	B	C	評価の着眼点
1 会社の業務経歴及び予定担当者の経験・実績【計10点】						
(1)	過去5年間（平成28年度～令和2年度）のシステム開発又は改修業務の実績	5	5件以上ある。	A Cに該当しない	実績がない	
(2)	過去5年間（平成28年度～令和2年度）の車載用機器類（※）の開発又は改修業務の実績 ※車載用機器類とは、バスや駅に設置されている機器のこと。	5	5件以上ある。	A Cに該当しない	実績がない	
2 プロジェクトマネジメント【計10点】						
(1)	各業務の体制が明確になっているか。	5	具体的かつ明確になっている。	A Cに該当しない	不明確である。	
(2)	業務スケジュール及び内容が明確になっているか。	5	具体的かつ明確になっている。	A Cに該当しない	不明確である。 不適合	前提条件④ 令和4年10月の本格導入を達成できるスケジュールとなっているか。
3 利用管理システムの開発（又は改修）【計50点】						
(1)	利用管理システムにより業務説明資料の9(2)アで指定する情報を取得・集計し、利用実績を把握できるか。	10	指定する全ての情報を取得することができ、システム内のバッチ処理により容易に集計し、資料等を作成することができる。	指定する全ての情報を取得することができるが、システム内での集計処理に制限があり、資料等を作成に一定期間要する。	利用実績を把握できない。 不適合	前提条件①
(2)	業務説明資料の9(2)アに記載されている情報を委託者が指定してからすぐに取得できるか。	10	システム使用者が指定した情報を即時に取得することができる。	システム使用者が指定した情報を取得するまでに、1日～2日を要する。	システム使用者が指定した情報を取得するまで取得するまでに3日以上必要。	
(3)	業務説明資料の9(2)オについて、証利用時における正当性判定ができるか。	10	音や表示等により、証の有効・無効を判定でき、利用者や乗務員等に通知することができる。また、通知内容を自由に設定することができる。	音や表示等により、証の有効・無効を判定でき、利用者や乗務員等に通知することができるが、通知内容に一定の制限がある。	証の有効・無効を判定できない。 不適合	前提条件②
(4)	業務説明資料の9(2)カについて、委託者が利用開始（停止）登録した場合、登録からすぐに開始（停止）できるか。	10	委託者が登録した時点で、即時、9(2)ア～オの機能を開始（停止）することができる。	1～2日	委託者が指定してから開始（停止）するまでに3日以上必要。	
(5)	セキュリティ上の危険性及び対策が明確に示されているか。また、内容は適当か。	10	明確に示されており内容も適当	明確に示されているが内容が不十分	明確に示されておらず内容も不十分	

No	評価項目・評価の着目点	配点	A	B	C	評価の着眼点
4 新車載用機器類の開発及び設置（又は既存車載用機器の改修）【計45点】						
(1)	読取速度は速いか。	10	リーダーと証の間の処理が0.2秒以下	A Cに該当しない	リーダーと証の間の処理が1秒以上	読取速度：リーダーで証を読み取り正当性判定が行われ、音や表示等で通知されるまでにかかる時間
(2)	バス車内に設置する機器が乗務員や利用者の支障とならないよう配慮されているか。（イメージ図により、機器の大きさや種類、設置場所、・他の読取機等への誤タッチの防止対策等を総合的に評価する。）	10	既存機器を活用するため、追加設置の必要なし	乗務員や利用者の支障とならないよう配慮されている。	乗務員や利用者の支障とならないよう配慮されていない。	証利用者及び乗務員にとって視認性が高いものとなっているか
(3)	市営地下鉄改札や金沢シーサイドライン有人改札に設置する機器が駅員や利用者の支障とならないよう配慮されているか。（イメージ図により、機器の大きさや種類、設置場所、・他の読取機等への誤タッチの防止対策等を総合的に評価する。）	10	既存機器を活用するため、追加設置の必要なし	駅員や利用者の支障とならないよう配慮されている。	駅員や利用者の支障とならないよう配慮されていない。	証利用者及び乗務員にとって視認性が高いものとなっているか
(4)	現場での機器の設置や改修等の全体的な施工期間が短いか。	10	施工期間が6か月未満	施工期間が9か月以内	施工期間が9か月を超過	
(5)	証に汚れや傷がついても読み取れるか。	5	問題なく読み取れる。	程度により読み取れない場合がある。	読み取れない。	
5 システム・車載用機器類の保守【計20点】						
(1)	保守体制について	10	システム及び車載用機器類の保守に係る適切な人員配置や委託者等へのサポート体制が明確に示されている。	明確に示されているが内容が不十分	明確に示されておらず内容も不十分	
(2)	日常的な利用管理システム・サーバ・車載用機器類間の通信障害が発生した場合の対応（対策）が明確に示されているか。また、内容は適当か。	10	明確に示されており内容も適当	明確に示されているが内容が不十分	明確に示されておらず内容も不十分	トンネル等の電波遮蔽区間や、回線混雑等により、通信が途絶えてしまう場面への対策が具体的に示されている。

No	評価項目・評価の着目点	配点	A	B	C	評価の着眼点
6 証等の作成及び封入封緘・送付【計20点】						
(1)	業務説明資料13に記載する証等の作成について	10	(1)エ①から⑥に記載する要件を全て満たす媒体を使用した証を作成でき、かつ、発行から運用までの過程が明確に示されている。	A Cに該当しない	使用する媒体及び証の発行・運用方法に不十分な点がある。	
(2)	下記の場合、データ連携から証等の発送（市内郵便局への納品）までの時間が早い。 【前提条件1・新規70歳到達者等の例月発行を想定】 ・連携時間 午前11時 ・データ件数 計2,000件 ※郵便局には平日・休日等関係なく納品できるものとする。 ※封入封緘された状態で納品されていること。	5	翌日から起算して2日以内	翌日から起算して5日以内	翌日から起算して6日以上	
(3)	下記の場合、データ連携から証等の発送（市内郵便局への納品）までの時間が早い。 【前提条件2・再発行希望者等の少量発行を想定】 ・連携時間 午前11時 ・データ件数 200件 ※郵便局には平日・休日等関係なく納品できるものとする。 ※封入封緘された状態で納品されていること。	5	翌日以内	翌日から起算して2日以内	翌日から起算して3日以上	
7 将来的な制度改正への対応について【計70点】						
(1)	【共通】 現行方式からの変更が容易にできるか。	15	新システム・車載機器類の軽微な改修により、変更が容易である。	変更は可能だが、新システム・車載機器類の一定程度の改修が必要である。	変更は可能だが、新システム・車載機器類の大規模な改修が必要である。	・軽微な改修：ソフトウェアの更新処理（バージョンアップ）のみ ・一定程度の改修：ソフトウェアの更新処理（バージョンアップ）及び車載用機器類の部品交換等 ・大規模な改修：システムの再設計、車載用機器類の付け替え等
(2)	【利用上限設定方式】 委託者が利用上限幅を自由に設定できるか。	20	自由に設定できる。	一定の範囲内で自由に設定できる。	自由に設定できない。 不適合	前提条件③
(3)	【利用上限設定方式】 参考見積書の提示	評価対象外	-	-	-	
(4)	【都度支払方式】 委託者が引き去り額を自由に設定できるか。	20	自由に設定できる。	一定の範囲内で自由に設定できる。	自由に設定できない。 不適合	前提条件③
(5)	【都度支払方式】 利用者がチャージできる環境を整備できるか。	15	チャージできる環境を整備することができる。	-	チャージできる環境を整備することができない。	
(6)	【都度支払方式】 参考見積書の提示	評価対象外	-	-	-	

No	評価項目・評価の着目点	配点	A	B	C	評価の着眼点
8 その他【計30点】						
(1)	証の複製による不正防止に対応できるか。	10	リーダー側で複製が検知でき不正防止が可能	-	リーダー側での検知が不可能	複製の検知のほか、不正利用防止に係る対策が具体的に示されている
(2)	将来的に同一の証を利用して他事業へ拡張させることができるか。また、利用管理システムや機器の改修等が不要か(※)。 (例) 福祉特別乗車券、よこはまシニアボランティアポイント、よこはまウォーキングポイント ※拡張事業部分のシステムに係る新規開発や改修は除く。	10	可能であり、機器の改修等が不要	機器の改修等の一部条件があるが可能	不可能	
(3)	利便性の向上や事務負担軽減等、有益な追加提案があるか。	10	特に有益な追加提案がある。	有益な追加提案がある。	有益な追加提案がない。	
9 ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組【計6点】						
(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	-	
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1	策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員301人以上	-	
(3)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1	取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	-	
(4)	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1	認定されている	認定されていない	-	
(5)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	達成していない(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない(従業員43.5人未満)	-	
(6)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1	認定若しくは認証を受けている	認定若しくは認証を受けていない	-	